

青少年にかかわる専門機関としての活動

外来相談（一般相談）

少年鑑別所では、青少年にかかわる専門機関として、一般の方々からの相談も受け付けており、当所でも、「旭川法務少年支援センター」として、たとえば、

- よくない友達とつきあう
- 親に乱暴する
- 夜遊びや無断外泊をする
- 学校に行きたがらない
- いじめのことで悩んでいる



といったような問題に、臨床心理学の専門家が対応します。こうした問題を抱えるお子さんをお持ちの保護者の方、学校の先生など関係者の方々、どなたでもお気軽にご相談ください。

その他の活動

教育機関等からの依頼を受けて、青少年に対する教育、指導方法についての助言を行ったり、青少年問題を扱う協議会に参画し、犯罪対策や少年非行対策に関する提言を行ったりします。また、関係機関が開催する研修会に講師を派遣し、非行臨床についての講義を行ったり、施設への参観を受け入れ、非行少年の処遇や少年矯正の役割を紹介したりします。

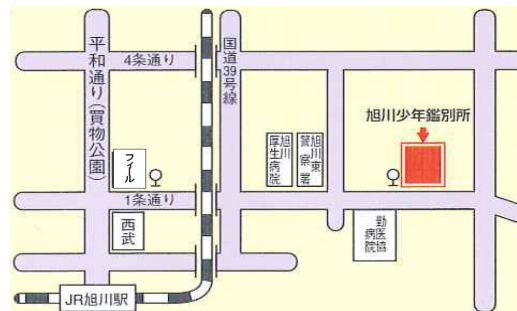
旭川法務少年支援センターのご案内

旭川法務少年支援センターでの相談は原則として無料です。また、受付は平日の午前9時から午後4時までです。ご希望の方は、事前に電話での予約をお願いします。

直通電話：0166（31）5511



旭川法務少年支援センター（外来相談室）



最寄りのバス停 「豊岡1条1丁目」
「東光1条1丁目」

詳しい行き方については、電話にてお問い合わせください。

施設の紹介

旭川少年鑑別所



〒078-8231

旭川市豊岡1条1丁目3番24号

電話 0166（31）5468

FAX 0166（39）2173

少年鑑別所の主な機能

家庭裁判所から依頼される鑑別

これから家庭裁判所の審判を受ける少年を収容し、明るく静かな環境の下で生活させ、落ち着いた気持ちで審判を受けられるように準備をさせます。

また、医学、心理学、教育学などの専門知識や技術を用いて、人格上、環境上の問題、あるいはそれらの相互関係を明らかにし、少年を立ち直らせるための方針を立てます（収容審判鑑別）。



鑑別面接（模擬）

少年鑑別所に収容せずに鑑別を実施する場合があります（在宅審判鑑別）。

法務省関係機関への協力

地方更生保護委員会・保護観察所等の保護関係機関、少年院・刑務所等の矯正施設など、法務省関係機関からの依頼を受けて、非行少年や犯罪を犯した者を指導、処遇する上で必要な助言を行います。また、指導下にある対象者に直接面接や調査を実施し、処遇効果を明らかにした上で、さらに効果的な処遇を行うための助言や処遇方針の見直しを行います。

当所の沿革

- 昭和24年 1月 少年法の施行に伴い、旭川市豊岡（現住所）に旭川少年観護所及び旭川少年鑑別所として設立
- 昭和25年 4月 機構改革により、旭川少年保護鑑別所と改称
- 昭和27年 8月 旭川少年鑑別所と改称
- 昭和38年11月 旧庁舎落成
- 平成12年11月 現庁舎竣工
- 平成13年 2月 現庁舎落成
- 平成27年 6月 少年鑑別所法施行
- 令和 4年 4月 少年法等の一部改正施行



昭和38年竣工の旧庁舎

当所の管轄地域 道内の少年矯正施設

当所は、旭川家庭裁判所の管轄する道北方面の地域に対応しています。北海道内には、当所以外に3箇所の少年鑑別所が設置されています。

また、少年の改善指導を行う法務省関係の矯正施設として、道内には2箇所（うち分院1箇所）の少年院が設置されています。

